

○柏市都市農業センター条例

平成17年3月22日

条例第37号

(設置)

第1条 本市の地域の特性に即した資源を活用することにより、農業の振興に資するため、都市農業センター（以下「農業センター」という。）を設置する。

(令2条例37・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 農業センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
柏市都市農業センター	柏市箕輪新田59番地2

(指定管理者による管理)

第2条の2 農業センターの管理は、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(平17条例114・追加)

(指定管理者に行わせる業務の範囲)

第2条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる農業センターの管理に係る業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次条ただし書の規定による開場時間の変更並びに第2条の5ただし書の規定による休場日の変更及び臨時の休場に関すること。
- (2) 第3条の規定による使用の許可等、第4条の規定による使用中止の届出及び第5条の規定による許可の取消し等に関すること。
- (3) 第6条の規定による利用料金の収受等、第7条の規定による利用料金の減免及び第8条ただし書の規定による利用料金の返還に関すること。
- (4) 第10条の規定による入場の禁止等に関すること。
- (5) 地域の特性に即した資源を活用することによる農業の振興のための事業の実施に関すること。
- (6) 農業センターの施設（設備等を含む。以下同じ。）の維持管理に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平17条例114・追加, 令2条例37・一部改正)

(開場時間)

第2条の4 農業センターの開場時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平17条例114・追加, 令2条例37・一部改正)

(休場日)

第2条の5 農業センターの休場日は、1月1日から同月3日までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(平17条例114・追加, 令2条例37・一部改正)

(使用の許可等)

第3条 次に掲げる施設を使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(1) 農芸交流館

(2) レストラン（ちゅう房を含む。）

(3) 農産物直売所（附帯施設を含む。）

(4) 加工体験室

(5) 飲食物提供施設

(6) 会議室

2 前項の許可（以下「許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

3 指定管理者は、許可に管理上必要な条件を付けることができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 農業センターの施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、農業センターの管理上支障があると認めるとき。

(平17条例114・令2条例37・一部改正)

(使用中止の届出)

第4条 許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る施設の使用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

（平17条例114・一部改正）

（許可の取消し等）

第5条 指定管理者は、前条の規定による届出があったときは、許可を取り消すものとする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命じることができる。この場合において、指定管理者は、規則で定めるところにより、その旨及びその理由を当該使用者に通知するものとする。

- (1) 使用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 使用者が第3条第3項の規定により許可に付された条件に違反したとき。
- (4) 災害、事故、農業センターの施設の補修その他の理由により施設を使用に供することができなくなったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

（平17条例114・一部改正）

（利用料金）

第6条 使用者は、規則で定めるところにより、農業センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（平17条例114・一部改正）

（利用料金の減免）

第7条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の減額又は免除をすることができる。

（平17条例114・一部改正）

（利用料金の返還）

第8条 既に支払った利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、当該利用料金の全部又は一部の返還をすることができる。

(平17条例114・一部改正)

(禁止事項)

第9条 使用者及び農業センターに入場する者は、農業センターの施設又は敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- (2) 農業センターの施設を汚損し、破損し、又は滅失するおそれのある行為
- (3) 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物又は悪臭を発生する物の持込み
- (4) 所定の場所以外での火気の使用
- (5) 他人に危害を及ぼすこと又は他人の迷惑となる物品の携行若しくは所定の場所での動物の類いの携行（所定の場所以外の場所にあつては、他人の迷惑となる動物の類いの携行）
- (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人の迷惑となる行為
- (7) ちらし等の配布
- (8) 前各号に定めるもののほか、農業センターの管理に支障を及ぼすおそれがある行為

2 前項の規定（同項第4号又は第7号に該当する行為に限る。）にかかわらず、あらかじめ市長の許可（以下「火気使用等許可」という。）を受けた使用者は、火気を使用し、又はちらし等を配布することができる。

3 火気使用等許可を受けようとする使用者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。火気使用等許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

4 市長は、火気使用等許可に管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例114・令2条例37・一部改正)

(入場の禁止等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の農業センターへの入場を禁止し、又は退場を命じることができる。

- (1) 前条の規定に違反した者又は違反するおそれがある者
- (2) 管理上必要な指示に従わない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上入場を禁止し、又は退場を命じる必要があると

認める者

(平17条例114・令2条例37・一部改正)

(損害賠償)

第11条 農業センターの施設に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(市長による管理等)

第12条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に農業センターの管理を行わせることができない場合におけるこの条例の規定の適用については、第2条の4及び第2条の5中「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」と、第3条から第5条まで及び第10条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

2 前項に規定する場合において、市長は、第6条の規定にかかわらず、使用者から当該指定管理者の指定の取消し等の日の直前の日における同条第3項に規定する承認に係る利用料金の額に相当する額の使用料を徴収するものとする。

3 第7条及び第8条の規定は、前項の規定により使用料を徴収する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(平17条例114・全改)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(沼南町との合併に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「沼南町との合併日」という。）前に沼南町都市農業センターの設置及び管理に関する条例（平成12年沼南町条例第35号。以下「沼南町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 沼南町との合併日から平成17年3月31日までの間の利用料金については、この条例の規定にかかわらず、沼南町条例の例による。

附 則（平成17年条例第114号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の柏市都市農業センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の柏市都市農業センター条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年条例第52号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 6 次に掲げる使用料等のうち、施行日以後に使用等をするものであって、基準日から施行日の前日までの間に許可等を受けたものに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定の例により行うことができる。

(1)から(12)まで 略

(13) 都市農業センターの使用に係る利用料金又は使用料

附 則（平成31年条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後の使用等に係る使用料等について適用し、施行日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 次に掲げる使用料等のうち、施行日以後に使用等をするものであって、基準日から施行日の前日までの間に許可等を受けたものに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例による改正後の各条例の規定の例により行うことができる。

(1)から(12)まで 略

(13) 都市農業センターの使用に係る利用料金又は使用料

附 則 (令和2年条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の柏市都市農業センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の柏市都市農業センターの施設の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の柏市都市農業センターの施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 柏市都市農業センターの施設の使用に係る新条例第3条の規定による申請及び許可、新条例第4条の規定による使用中止の届出、新条例第5条の規定による許可の取消し等、新条例第6条の規定による利用料金の収受等、新条例第7条の規定による利用料金の減額又は免除並びに新条例第8条の規定による利用料金の返還並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例第3条から第8条までの規定の例により行うことができる。

別表 (第6条第3項)

(令2条例37・全改)

施設の区分	単位	利用料金
農芸交流館	1月につき	売上額の100分の15に相当する額に100分の110

		を乗じて得た額
レストラン（ちゅう房を含む。）	1月につき	売上額の100分の15に相当する額に100分の110を乗じて得た額
農産物直売所（附帯施設を含む。）	1月につき	売上額の100分の15に相当する額に100分の110を乗じて得た額
加工体験室	1時間につき	600円
飲食物提供施設	1月につき	売上額の100分の15に相当する額に100分の110を乗じて得た額
会議室	1時間につき	300円

備考

- 1 次の各号に掲げる場合（加工体験室及び会議室の使用に限る。）の利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 市内に住所を有する者（以下「市民」という。）以外の者及び構成員の過半数が市民以外の個人で組織する団体が使用する場合（次号及び第3号に該当する場合を除く。） この表に定める額の2倍に相当する額
 - (2) 営利団体が使用する場合（次号に該当する場合を除く。） この表に定める額の3倍に相当する額
 - (3) 営利団体であつて、本市の区域内に主たる事務所（主たる事務所を有しない営利団体にあつては、当該営利団体の代表者の住所）を有しないものが使用する場合 この表に定める額の4倍に相当する額
- 2 「売上額」とは、使用者が農産物、飲食物等の販売その他サービスの提供をして得た対価の額の総額をいう。